



連合愛知

- ・労災の防止
- ・快適な職場
- ・心身の健康

センターだより

愛知県労働者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザあろ3F
TEL(052) 684-0003
FAX(052) 684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

全国安全週間に向けた取り組み

安全衛生センター第2回理事会開催



第2回理事会

気象庁の長期予想によると4月以降は平年並みになるようである。徐々に気温が暖かくなると人の動きも活発になる。不用意な行動や気のゆるみによるけがも危惧される。季節の変わり目では、それぞれの職場で適度な緊張感を持つような呼びかけをお願いしたい。

本日のメインは7月の全国安全週間に向けた取り組みではあるが、加えて前回の理事会で安全衛生センター25周年記念事業について事前に相談した件については、連合愛知内部で相談した結果、さらに慎重に検討させていただくこととなった。この点についてご理解をいただきたい。」とあいさつをした。

続いて、報告事項を前野所長が行い、議事について酒井事務局長が提案を行った。

主な議題は、①「全国安全週間の取り組み」②連合愛知労災防止キャンペーン活動2015」の取り組み③「連合愛知安全衛生担当者研修会」の開催④中央メーデーへの参画についてである。従来であれば中間決算報告および労働保険事務組合26年度の決算を行うところであるが、決算前であることから次回へ先送りとなった。

今回の安全衛生担当者研修会については「労災防止推進ハンドブック」の改訂作業中であることから、研修会までに完成できれば、改訂内容の説明を行うこと、また、厚労省が進める転倒防止対策、平成27年度愛知労働局の重点課題を行うこととした。

提案については満場一致承認・決定した。

そして理事研修は、一足早く「平成27年度労働局全行政の課題」について愛知労働局・安全課長の岡田真治氏から説明を受けた。

27年度安全衛生行政の課題

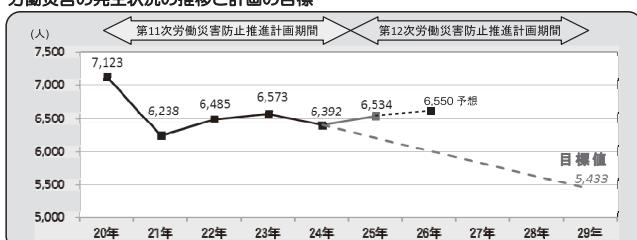
第13次労働災害防止推進計画は平成25年度にスタートした5ヵ年計画で、愛知労働局としては29年度までに労災死亡事故を40件とする目標であるが、残念ながら25年度は54件、26年度は1月末の速報値で56件と増加してしまった。業種別で目立つのは商業・清掃と畜産が昨年より增加了。

死傷災害は2月末の速報値では6,550件となっており、3月末時点では6,650件と予想され、目標とは逆に大きく上回っている。

しかし、機械工業生産額や建設投資受注高が増加している中で製造業・建設業・陸上貨物運送業では労働災害は減少している。こうした業種では一定の成果を上げている。

そこで、大幅に增加している業種が問題になる。第三次産業であり、商業においては死傷災害、死亡災害とも運輸交通業を上回る大きなウェートを占めている。また、社会福祉施設では10年間右肩上がり

労働災害の発生状況の推移と計画の目標



連合愛知安全衛生担当者研修会

日 時 6月5日（金）14時～17時30分

会 場 名古屋都市センター 特別会議室

研修内容

- ① 第1講座「愛知労働の27年度年度局重点課題」
- ② 第2講座「労災防止推進ハンドブック改訂内容」
- ③ 第3講座「転倒防止対策」

連合愛知労災防止キャンペーン活動の進め方

※構成組織へ参加要請あり

で増え続けている。

業務上疾病については減少傾向にあるが、大きなウェートを占めるのが災害性腰痛である。

こうした現状を踏まえ、27年度の対策の最重点対策は、

1. 効果的な労働災害防止対策

- ① 危険源そのものを無くす
- ② 危険源と人が近づく機会を無くす
- ③ 危険状態の発生を防ぐ
- ④ 危険現象の発生を防ぐ
- ⑤ 危険を回避しやすくする
- ⑥ 危害を軽減する対策を取る



こうした考え方に基づき災害防止対策について事業所を指導していきたい。

2. 再発防止対策

死亡災害や障害が残る災害を起こした事業主に対して技術的指導、機械設備の残留リスクがなくなるように指導を行っていく。

3. 化学物質による健康障害防止対策

化学物質を扱うすべての事業所に対して指導を行う。

胆管癌の発症を受け、従来は法の適用がない代替措置をされる。代替措置で有害性が判らないものを使うのではなく規制物質を使用し暴露防止に努めるよう指導していく。

そして、具体的な対策としては、重点対象業種に対する対策、特に第三次産業に対する対策としては、小規模で安全意識が低いところが多い。

そのため、本社を通じた店舗への指導、ショッピングモールに対する安全衛生管理活動を進める。社労士が店舗等訪問した際に安全衛生のチェックしていただくためのリーフレットを作成した。

そのほか、優良企業公表制度、安全衛生法の改正内容についても解説をいただいた。

安全衛生 Q&A



【問題】労働衛生保護具について、誤っているのはどれか

- (イ) 同時に作業する者の人数分以上の有効な防音保護具を備え、有効かつ清潔にしている
- (ロ) タンク内の酸素濃度が16%であることを確認し、防毒マスクを着用してタンク内に入った
- (ハ) アンモニアを取り扱う作業者に、防毒マスクとゴーグル型保護メガネを使用させている

答えと解説は裏面

新たな生活習慣病予防の取組み

～スマート・ライフ・ステイ導入～

あいち健康の森健康科学総合センターのEニュース健康あれ・これ第167回から津下一代センター長の報告抜粋です。

糖尿病等の生活習慣病を予防・改善するためには、言葉だけでの保健指導では限界があります。ちょうど、スポーツの本を読んで知識をつけたからといって、すぐにそれが成果につながらないと似ています。(中略)

そこで、今年度から宿泊型新保健指導プログラム(スマート・ライフ・ステイ)の試行事業が始まります。厚生労働科学研究班(代表: 津下)がこれまでの効果的な保健指導研究を分析・整理し、旅館やホテル等を活用して生活習慣病予防のための体験学習を行うプログラムを開発しました。(中略)

旅の持つ楽しさ、快適さのなかで、健康の大切さを実感し、やる気を高められるような働きかけを行います。

(<http://www.youtube.com/watch?v=3H9GB2vo68k>) (中略)

10年ほど前には、ヘルスツーリズムのブームがありました。

何となく健康に良さそう、癒しの効果がある、などイメージ戦略

が先行した感じで、健康に関心の高い人しか参加しないという課題がありました。また、観光地なので食事は豪華にしたいという料理長の思いも強く、健康への効果をきちんと確かめたものが少ないことも課題でした。

今回のスマート・ライフ・ステイは、旅のもつマイナス面をプラスに転じ、本人にあった食事や運動の体験学習の場に転換する仕掛けを入れています。

特定保健指導のように生活習慣病のリスクが明らかな人に、自治体、健保組合等から働きかけて参加していくこと、現地に保健指導の専門家が同行し、食事の調整方法などを伝えすることなどが含まれています。

運動プログラムは、本人の健康状態にあった運動強度等に調整、自宅での運動の仕方をイメージした指導を行います。

帰宅後も継続できているのか、6ヶ月間定期的に追跡し、翌年の健診結果で効果を確認します。この試行事業を通じて、健康に配慮した食事がホテル・旅館にも広がることも期待されています。健康的な環境が広がっていけば、国際的にも健康長寿日本のブランドイメージを高めることにもつながるでしょう。

「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～のなかの、戦略市場創造プランに本事業が盛り込まれているゆえんもあります。

その歩き、いま踏み出そうとしています。

【答え】(口)

(解説) 呼吸用保護具、保護メガネ、耳栓等の保護具は、同時に就業する作業者の人数と同数以上を備え、常に有効かつ清潔に保持しなければなりません。

酸素濃度が18%未満の状態を酸素欠乏(酸欠)と言います。防毒マスクは環境中の有害ガスを除去するもので、酸欠症には効果がありません。酸素濃度が18%未満の場所では送気マスクを使用する必要があります。

酸性物質やアルカリ性物質等、眼に入ると角膜を損傷したり炎症を起こす化学物質を使用する際は、防護メガネを使用する必要があります。

SDS(安全データシート)には作業時に着用すべき労働衛生保護具が記載されていますので、化学物質を取り扱う前にSDSを確認し、適切な保護具を着用しましょう。



あなたと、あなたの家族を守る労働保険 労働保険年度更新研修会



年度更新研修会。

4月9日(木)、れあろ6階大議室において労働保険年度更新研修会を開催した。

この研修会は、労働保険制度とはどういうもので、適正な加入の仕方のためにどうすればいいのか。という労働保険の基本的な内容を年に一度、年度更新時期に開催するものである。

講師は連合愛知安全衛生センターで労働保険の手続きをお願いしている水野ゆう子社労士が行い、終了後は他の社労士2名が加わり個別に相談と指導を行った。

労働保険(労災保険・雇用保険)は名前のとおり労働者が加入する保険であり、事業主は加入の手続きをとらなければならない。

労働組合においても職員や書記、あるいは専従役員がいる場合は、その人はもちろん、その人の家族を守るために、事業主(委員長)が責任をもって労働保険に加入しなければならない。

(専従者役職員は会社で加入していても労災保険は適用されない)そして、委員長の場合は事業主という位置づけから「特別加入」という方法で、かつ、労働保険事務組合に委託しなければ加入できない。

安全衛生センターは労働保険事務組合の資格を有していること、なにより労働組合のことに精通していることから、どの事務組合よりも頼りなる。

全労済の役員共済と勘違いされる人も散見されるが、労災保険はいわば自動車でいうところの自賠責保険であり、役員共済は任意保険である。

この機会に労働組合の専従者は、所属組織の労働保険について再確認を行い、自分自身はもとより、家族のためにも万が一の労災事故・通勤災害に備えていただきたい。

労働保険豆シリーズ③

労働組合も1事業所である

労働保険上では、労働組合も1つの事業所であることから、委員長が事業主となり、他の専従役員および専従職員(書記)を全員労災保険及び雇用保険に加入させなければならない。(ただし、雇用保険については、会社側の雇用保険で代替可能)



また、労災保険上では事業主(代表者)は労働者とみなされないため、労災保険に加入できないが、労働組合の委員長は「特別加入」ができる。

特別加入は3種類ある。

種類	特別加入が認められる範囲	労働保険加入条件	労働組合の対象者
第1種	中小企業主が行う事業に従事する労働者以外の者	労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託	他に専従者がいる委員長
第2種	一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する者	一人親方団体に加盟し、その団体に使用される労働者とみなす	委員長だけが専従者で他に専従者がいない場合
第3種	国内の団体又は事業から海外において行われる事業に従事するために派遣する海外派遣者		対象者はほとんどいないと思われる

平成27年度労働保険料率

雇用保険料率	負担率	
	事業主	被保険者
13.5/1000	8.5/1000	5/1000
労働保険料率		事業主(労働組合)全額負担
一般保険、第1種特別加入	3/1000	
第2種特別加入(一人専従委員長)	5/1000	